困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要について





資料6

背景

○現行の婦人保護事業は、売春防止法に基づき、DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障がい等様々な困難を抱えた女性の支援を実施しているが、支援ニーズの多様化に伴い、法制度上も新たな枠組みの構築が必要との問題提起がされていた。

〇厚生労働省こども家庭局が平成30(2018)年~令和元(2019)年まで「困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会」で議論された内容をまとめたことを受け、超党派の議員立法として5月19日成立した。

施行日

令和6(2024)年4月1日施行(一部を除く)

新法の概要

目的・定義 (第1条・第2条)

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定め、施策を推進することにより人権が尊重され、女性が安心し、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与する。

※「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

基本方針及び基本計画等(第二章)

・厚生労働大臣は基本方針を策定(義務)、都道府県は都道府県基本計画を策定(義務)、市町村は市町村基本計画の策定(努力義務)

女性相談支援センターによる支援等(第三章)

- ○女性相談支援センター【第9条】現行「婦人相談所」を名称変更:福島県女性のための相談センター
- 〇女性相談支援員【第11条】現行「婦人相談員」を名称変更:郡山市こども部こども家庭支援課女性相談員
- 〇女性自立支援施設【第12条】現行「婦人保護施設」を名称変更:福島県女性のための相談センター
- 〇民間団体との協働による支援【第13条】民間企業と協働で、訪問、巡回、居場所の提供等を実施
- **○民生委員等の協力【第14条**】民生委員、児童委員、人権擁護委員、保護司、更生保護事業を営む者と協力
- ○**支援調整会議【第15条**】関係機関、民間団体等の関係者により構成される会議の設置(努力義務)構成員の守秘義務規定